

# あなたの家の**住宅用火災警報器**は、**寝室・階段**についていますか？



※すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



## 東山梨地区の推計普及率は、**64.7%**です。

東山梨消防本部では住宅火災から“**逃げ遅れ**”を防ぎ、大切な**「命」と「財産」**を守るため、**普及率100%**を目指しています！  
まだ設置されていないお宅は、一日も早く**「寝室」と「階段」**に設置してください。

### 住宅用火災警報器設置普及員が戸別訪問します！

昨年より、当消防本部管内では、地元消防団のご協力をいただき、各家庭を訪問し、住宅用火災警報器の設置促進及び普及状況調査を実施しました。ご協力ありがとうございました。

今後は、さらに設置促進を図るため、住宅用火災警報器設置普及員や消防職員が未設置住宅等を戸別訪問し、住宅用火災警報器の設置促進活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

(※住宅用火災警報器設置普及員は、東山梨行政事務組合の臨時採用職員です。)

### 火災に早く気づき、逃げ遅れないために！

当消防本部管内の平成18年から平成23年までの住宅火災による死者数は6名、うち65歳以上の高齢者が4名亡くなっており、いずれの住宅も火災警報器は未設置であったことから、設置されていれば早期に火災に気づき、逃げ遅れることなく助かったものと思われます。

これらの状況からも、住宅用火災警報器の設置は必要不可欠です。



### 定期的に作動点検をしましょう！

住宅用火災警報器を取り付けたら、それで安心していませんか？

火災ではないのに鳴ったら、**電池切れ**や**故障**の可能性がありますので、速やかに点検して下さい。

鳴った場合は、「**警報停止ボタン**を押す」か、「**ひもを引く**」と止まります。

#### ■点検方法

点検は、「**テストボタン**を押す」か、「**ひもを引く**」だけで簡単に出来ます。詳しくは、取扱説明書で確認して下さい。



### 設置場所をもう一度確認してください！



住宅火災による死亡原因の約6割が**「逃げ遅れ」**

《就寝時間帯の死者数が多い》

義務付けられている場所  
**「寝室」「階段」**

設置をおすすめする場所  
**「台所」「居間」**

### 訪問販売には、注意しましょう！

「消防署のほうから来た」、「今なら特別価格」、「今すぐ取り付けないと罰金」などと強引に購入を勧める業者には、注意してください。

※住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象品です。

#### ★被害にあわないためには

- ・毅然とした態度ではっきり断る。
- ・書類（契約書）にサインや押印をしない。
- ・相手が脅迫的な言動に出た時は、警察に通報する。

※ **住宅用火災警報器を設置しておけば、はっきり断れます！**



「行政・消防クイズ」の当選者の中から抽選で「住宅用火災警報器」を差し上げます。  
詳しくは、8ページをご覧ください。